

議案第 78 号

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 17 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、里親支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるとともに、規定の整備を図る必要があるもので、本案を提出する。

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年１０月世田谷区条例第３６号）の一部を次のように改正する。

目次中「第１５章 雑則（第１００条・第１０１条）」を、
「第１５章 里親支援
第１６章 雑則（第
センター（第１００条—第１０５条）
に改める。
１０６条・第１０７条）」

第１４条第１項及び第２０条の３第１項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第３２条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第３８条の２中「第３１条中」を「同条中」に改める。

第４０条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第６１条及び第８６条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加え、「図らなくては」を「図らなければ」に改める。

第１５章中第１０１条を第１０７条とし、第１００条を第１０６条とする。

第１５章を第１６章とし、第１４章の次に次の１章を加える。

第１５章 里親支援センター

（設備の基準）

第１００条 里親支援センターは、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（次条第３項第３号及び第１０５条において「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

（職員）

第１０１条 里親支援センターは、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

２ 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第１３条第３項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として５年以上の委託児童（法第２７条第１項第３号の規定により里親に

委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。)の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

- (3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、区長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの
- (3) 里親等への支援の実施に関して、区長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの
- (3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、区長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第102条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第1

1 条第 4 項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 法第 13 条第 3 項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として 5 年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に 5 年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 区長が前 2 号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第 103 条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第 104 条 里親支援センターにおける業務の質の評価等については、第 31 条の規定を準用する。この場合において、同条中「第 37 条」とあるのは、「第 44 条の 3 第 1 項」と読み替えるものとする。

(関係機関等との連携)

第 105 条 里親支援センターの長は、里親等への支援に当たっては、区、都道府県、他の区市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員等その他の関係機関等と密接に連携を図らなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。